

品質管理システム概要書（2022年10月20日現在）

監査事務所名 晴磐監査法人

代表者名 浅野 博

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

当法人及び個々の監査業務における品質を合理的に確保するため、公認会計士法とその関係法令及び日本公認会計士協会の実務指針並びに倫理規則等に準拠した「監査の品質管理規程」を制定しています。

また、監査業務の品質確保が最優先であることが当法人の方針であり、品質管理責任者を定め、品質管理システムの整備運用を実施しています。

（不正リスクへの対応）

当法人は、不正リスクに留意して品質管理に関する適切な方針及び手続を整備し運用することとしており、不正リスクに関する品質管理の責任者は、品質管理責任者としています。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

(1) 職業倫理

当法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、日本公認会計士協会の倫理規則（以下「倫理規則」という。）に基づき、誠実性、公正性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務及び職業専門家としての行動を内容とする職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定め、全ての専門要員にその遵守を求めるとともに、遵守状況を確認しています。

(2) 独立性

独立性の規定の遵守を合理的に確保するために、独立性の保持のための方針及び手続を定め、毎年1回並びに必要となる時点において、日本公認会計士協会の倫理委員会研究報告第1号「監査人の独立性チェックリスト」により独立性に対する阻害要因の有無を調査しています。その他、独立性に対する脅威を軽減又は除去するために適切な措置を講ずる体制を整えています。

(3) 業務執行社員等のローテーション

公認会計士法等に基づき、大会社等及び一定規模以上の関与先の監査業務について、監査業務の主要な担当者（監査責任者、審査担当者）に対して倫理規則等で定め

る一定期間のローテーションを義務付けています。

3. 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

監査契約の新規の締結及び更新の可否を決定する場合に、監査品質を合理的に確保するための方針及び手続を定めています。具体的には、関与先に対する独立性、関与先の誠実性及び会社規模、契約条件及びリスク（不正リスクを含む）の評価、業務を実施するための能力及び経験を有する人的資源の確保の状況等を総合的に評価し、その評価結果に応じ適切な機関で監査契約の新規締結又は更新の可否を決定することとしています。

4. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

経営理念・行動指針に沿って自律的に行動する専門要員を採用する方針としています。具体的には、当面の間、原則として大手監査法人で10年以上の監査経験又は管理職経験のある人材を中心に採用する方針としています。

また、専門能力の維持、向上を図るため、当法人の全ての専門要員に対し、継続的専門研修制度で定める必要な単位数の履修を義務付け、履修状況の定期的な管理を行なっています。

監査責任者を含む監査チームの編成については、監査対象会社の業種・規模等を踏まえ、能力、経験及び独立性や監査業務の遂行に十分な時間を確保できること等を考慮して経営会議において選任しています。

（不正リスクへの対応）

不正リスク対応基準が適用される監査業務を専門要員が行う上で必要な知識を習得し、能力を開発できるよう、当法人内外の研修等を含め、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供することとしています。

5. 業務の実施

(1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

監査業務の品質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準委員会報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告や実務指針に準拠し、研究報告等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を定めています。

（不正リスクへの対応）

不正リスク対応基準が適用される監査業務についても、監査責任者は、不正リスクに適時・適切に対応できるように監査業務を監督することとしています。

(2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に監査チームが直面した場合には、審査担当者に協議し、必要と判断した場合には日本公認会計士協会の相談窓口や専門的な知識及び経験等を有する者への問合せ

を実施し見解を入手します。入手した見解を踏まえて、監査責任者は、監査チームとして判断する責任を負っています。

(不正リスクへの対応)

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じて当法人内外の適切な専門的知識及び経験を有する者に問い合わせ、入手した見解を検討することとしています。

(3) 審査の方針及び手続

全ての法定監査業務について、監査実施者が行なった監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成を客観的に評価するために、審査担当者による審査を実施します。当該審査は、監査業務の審査に関する方針及び手続に従い、監査計画から監査意見形成までの監査手続全般を対象とし、審査が完了するまで監査報告書を発行しない方針としています。

(不正リスクへの対応)

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、審査担当者は、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて検討することとしています。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

監査上の判断の相違が生じるおそれのある事項を認識した場合には、監査責任者はその内容に応じて速やかに審査担当者又は品質管理責任者に報告します。監査責任者が監査上の判断の相違の解決に納得しない場合を含め、必要と判断した場合には当法人外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に専門的な見解の問合せを行い、監査上の判断の相違を解決します。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定めています。

監査調書は、原則として監査報告書ごとにまとめ、最終的な整理を完了する期限は監査報告書日を基準に定めています。また、監査調書は10年間保存することとし、機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性を合理的に確保できるように管理することとしています。

6. 品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステ

ムの監視に関するプロセスを定めています。当該プロセスは、日常的な監視及び定期的な検証からなり、発見された不備の影響を評価し、是正措置が必要な不備である場合には、改善を要する事項を検討し、適切な是正措置を取ることとしています。

(不正リスクへの対応)

不正リスク対応基準が適用される監査業務についても、定期的な検証により、監査業務における不正リスクへの対応状況が、当法人の品質管理の方針及び手続に準拠し実施されていることを確かめることとしています。

(2) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当法人内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保するために、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を定めています。また、法人のウェブサイトには監査ホットラインを設置し、法人外部からの通報を随時受けられる体制としています。

(不正リスクへの対応)

不正リスク対応基準が適用される監査業務についても、当法人内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を定めています。

7. 監査事務所間の引継の方針及び手続

監査人の交代に際して、後任監査人となる場合及び前任監査人となる場合の双方において、不正リスクへの対応を含めた監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するために、監査基準委員会報告書900「監査人の交代」に準拠した方針及び手続を定め、運用しています。

8. 共同監査の方針及び手続

当法人は、原則として共同監査を実施しない方針としています。

9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続

該当事項はありません。

以 上

※ この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。